

新規就農優良農業経営者表彰事業実施要領（平成10年1月6日制定）

最終改正:令和6年10月1日

改正内容:令和6年10月1日[令和6年10月1日]

○新規就農優良農業経営者表彰事業実施要領

平成10年1月6日制定

改正

平成12年11月6日
平成21年1月30日
平成21年4月1日
平成24年4月1日
令和6年10月1日

新規就農優良農業経営者表彰事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、就農啓発基金規程（以下「規程」という。）第2条に基づき実施する新規就農優良農業経営者表彰事業の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、新規参入者又は農業後継者（以下「新規就農者」という。）が、就農青年及び就農希望青年の模範となる次に掲げる優良な農業経営を行っている場合に、その新規就農者に対し表彰を行うものとする。

- （1）特別な飼育あるいは作物管理などにより、品質等に大きな評価を得ていること。
- （2）新たな経営部門に取り組み、収益の増大等で大きな評価を得ていること。
- （3）多角的な経営を実践し、経営の安定等で大きな評価を得ていること。
- （4）その他、特に意欲的な取り組みを行い、地域において大きな評価を得ていること。

第2条の2 公社は、前条で定める新規就農者のほか、北海道立農業大学校（以下「農業大学校」という。）の課程・部門を終了し、道内で直ちに就農する卒業生で、在学中特に優秀な成績を修め、他の模範となるものに対して表彰を行うものとする。

（地域センターの推薦）

第3条 地域担い手育成センター（以下「地域センター」という。）の長は、関係機関・団体と協議の上、第2条に該当すると認められる新規就農者について、新規就農優良農業経営者推薦書に当該市町村を所管する農業改良普及センターの意見書を添えて、公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

（選考）

第4条 理事長は、前条により地域センターから推薦のあった者について、新規就農優良農業経営者選考委員会（就農支援企画会議）に被表彰者の選考を付託するものとする。

（表彰）

第5条 理事長は、選考委員会の選考結果に基づき、賞状の授与及び副賞と記念品を贈呈し、表彰するものとする。

（農業大学校卒業生に対する表彰）

第5条の2 第2条の2で定める農業大学校の卒業生に対する表彰の手続きについては、第3条から第5条までによらず、当該大学校の定めにより選考し、理事長は、その選考結果に基づき、賞状を授与し、表彰するものとする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成10年1月6日から施行する。

附 則（平成12年11月6日）

この要領は、平成12年11月6日から施行する。

附 則（平成21年1月30日）

この要領は、平成21年1月30日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月1日）

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

新規就農優良農業経営者表彰事業事務取扱（平成10年1月6日制定）

最終改正:令和4年11月25日

改正内容:令和4年11月25日[令和4年11月25日]

○新規就農優良農業経営者表彰事業事務取扱

平成10年1月6日制定

改正

平成11年1月6日
平成11年12月13日
平成12年11月6日
平成18年5月19日
平成21年4月1日
平成24年4月1日
令和4年11月25日

新規就農優良農業経営者表彰事業事務取扱

（目的）

第1 この取扱は、新規就農優良農業経営者表彰事業実施要領（以下「要領」という。）に基づく細部事務について、必要な事項を定めるものとする。

（新規就農者の定義）

第2 要領第2条に規定する「新規就農者」とは、就農してから概ね10年以内の者とする。

（推薦書等の様式等）

第3 要領第3条に規定する地域担い手育成センターから公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）への推薦書の提出期限は、理事長が別に定める日とする。

2 推薦書等の様式は、次のとおりとする。

（1）新規就農優良農業経営者推薦書（別記第1号様式）

（2）新規就農優良農業経営者推薦に関する意見書（別記第2号様式）

（被表彰者の選考）

第4 要領第4条の規定による被表彰者の選考は、原則として次によるものとする。

（1）最優秀賞 1名

（2）優秀賞 概ね4名

（3）奨励賞 若干名

（表彰）

第5 要領第5条の規定による表彰は、理事長が別に定める日に行うものとする。

（優良事例の紹介等）

第6 公社は推薦のあった優良事例を就農啓発に必要な資料として適宜使用することができるものとする。

（委任）

第7 この取扱に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この事務取扱は、平成10年1月6日から施行する。

附 則（平成11年1月6日）

この事務取扱は、平成11年1月6日から施行する。

附 則（平成11年12月13日）

この事務取扱は、平成11年12月13日から施行する。

附 則（平成12年11月6日）

この事務取扱は、平成12年11月6日から施行する。

附 則（平成18年5月19日）

この事務取扱は、平成18年5月19日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この事務取扱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この事務取扱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日）

この事務取扱は、令和4年11月25日から施行する。